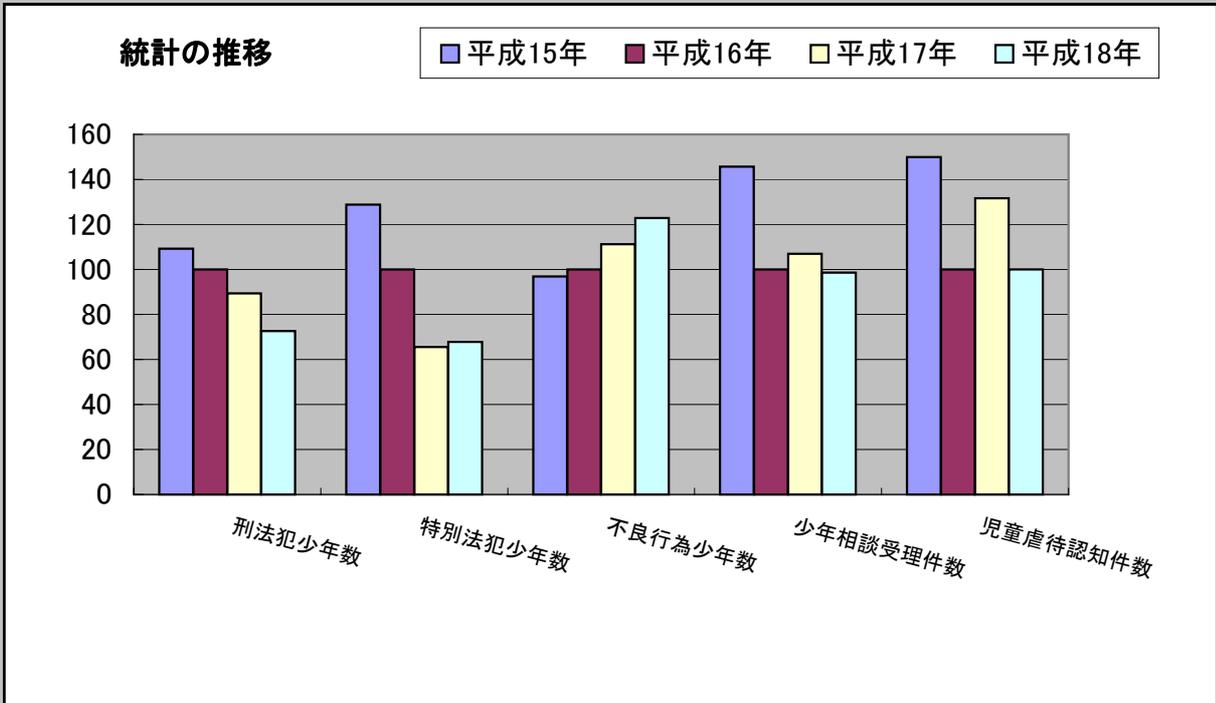


業 務 名	青少年の健全育成
-------	----------

業務に関する統計

項 目	統 計 の 推 移				単 位
	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	
刑法犯少年数	2,217	2,031	1,814	1,474	人
特別法犯少年数	112	87	57	59	人
不良行為少年数	27,137	27,995	31,142	34,386	人
少年相談受理件数	1,940	1,332	1,425	1,313	件
児童虐待認知件数	57	38	50	38	件



<グラフは、平成16年を100とする指数で表した。>

業務の主なコスト

	事 業 名	平成18年度事業費(千円)	平成19年度事業費(千円)
1	少年警察費	5,609	5,911
2	少年警察活動推進費	13,392	13,656
3			
4			
5			
6			
7			
8			
合 計		19,001	19,567

## 平成18年の取組み

平成18年中に検挙した刑法犯少年は、1,474人（前年比 - 340人、 - 18.7ポイント）と3年連続減少したが、特別法犯少年は、59人（前年比 + 2人、 + 3.5ポイント）と微増した。しかし、刑法犯少年は、全刑法犯検挙人員の30.9%を占めるなど、高水準で推移するとともに、少年が犯罪の被害者となる事案も後を絶たず、青少年を取り巻く情勢は依然として厳しい状況にある。

学校等、関係機関との連携の強化に努め、街頭補導活動を強化し、喫煙、深夜はいかい等の不良行為を中心に34,386人を補導するなど、健全育成のために適切な措置を講じた。

組織的な児童ポルノ販売や児童買春など、青少年の福祉を害する犯罪の取締りを強化し、109人を検挙するとともに、被害少年107人を保護した。

非行集団であるカラーギャングを解散させるなど、非行集団対策を推進した。

「学校警察連絡制度」の積極的な運用により、学校、教育委員会との連携を強化して、非行少年等の再非行防止等を図った（連絡総数268件）。

児童虐待事案は、38件を認知した。このうち、児童相談所等との連携により、悪質事案2件を検挙した。

カウンセラーの養成、携帯電話による相談活動等を行う「少年総合サポート事業」を継続的に推進し、少年相談や保護・支援機能の充実を図った。

## 課題を踏まえた平成19年の取組み

少年非行は減少傾向にあるものの、児童虐待等少年が被害者となる事案が後を絶たないなど、深刻な状況が続いていることから、「強くやさしい」少年警察活動を基本に、「非行防止」と「保護」の両面にわたる総合的な対策を推進する。

学校その他、関係機関との連携の強化に努め、効果的な街頭補導活動を推進し、非行に至らない不良行為の段階での助言・指導を行うことにより、少年の立ち直りを促すとともに、被害少年については適切な保護措置を講じ、少年の非行防止及び犯罪被害等の未然防止を図る。

非行少年がグループ化している現状から、非行集団対策を推進するとともに、厳正かつ迅速な少年事件捜査を推進する。

街頭補導活動を引き続き強化し、不良行為少年等を早期に発見して適切な措置を講じるなど、少年の非行防止を図る。

心身に深刻な影響を及ぼす児童虐待を始め、少年が被害に遭う事案も多く発生していることから、関係機関・団体との連携を強化し、保護・支援体制の充実を図る。

県生活部が実施中の「大学生による青少年健全育成支援事業」及び県教育委員会が実施中の「生徒指導特別指導員制度」に引き続き協力するなど、関係機関との連携をより一層強化する。

少年警察共助員、少年指導員等のボランティア、関係団体、家庭及び地域住民との連携を一層強化し、青少年の健全育成を図る。